

議案第 25 号

墨田区自転車の利用秩序及び自転車駐車場の整備に関する条例の一部を
改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 9 月 9 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区自転車の利用秩序及び自転車駐車場の整備に関する条例の一部を
改正する条例

墨田区自転車の利用秩序及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和 59 年墨田区
条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

墨田区自転車等の利用秩序及び自転車駐車場の整備に関する条例

目次中「放置自転車の撤去等」を「放置自転車等の撤去等」に改める。

第 1 条中「自転車の」を「自転車等の」に、「防止し」を「防止するとともに、自
転車等を利用する者の利便を図り」に改める。

第 2 条第 9 号中「自転車」を「自転車等」に改め、同号を同条第 13 号とし、同条
中第 8 号を第 12 号とし、第 7 号を第 11 号とし、第 6 号を第 10 号とし、同条第 5
号中「自転車の」を「自転車等の」に改め、同号を同条第 9 号とし、同条中第 4 号を
第 8 号とし、同条第 3 号中「自転車を」を「自転車、特定小型原動機付自転車、一般
原動機付自転車又は普通自動二輪車を」に改め、同号に次のただし書を加え、同号を
同条第 7 号とする。

ただし、第 4 章（第 24 条第 1 項各号を除く。）においては、一定の区画を限つ
て自転車及び特定小型原動機付自転車を駐車させるための施設をいう。

第 2 条第 2 号の次に次の 4 号を加える。

(3) 特定小型原動機付自転車 道路交通法第 17 条第 3 項に規定する特定小型原動
機付自転車をいう。

(4) 一般原動機付自転車 道路交通法第18条第1項に規定する一般原動機付自転車をいう。

(5) 普通自動二輪車 道路交通法第3条に規定する普通自動二輪車（側車付きのものを除く。）のうち総排気量が0.125リットル以下又は定格出力が1.0キロワット以下のものをいう。

(6) 自転車等 自転車、特定小型原動機付自転車、一般原動機付自転車及び普通自動二輪車をいう。

第3条中「自転車の」を「自転車等の」に、「及び利用秩序の確保」を「、利用秩序の確保及び利用者の利便の向上」に改める。

第4条中「自転車」を「自転車等」に改める。

第6条第1項中「自転車の」を「自転車等の」に改め、同条第2項中「自転車」を「自転車等」に改める。

第7条の見出し中「自転車小売業者」を「自転車等小売業者」に改め、同条中「自転車」を「自転車等」に改める。

第8条の見出し中「自転車利用者等」を「自転車等利用者等」に改め、同条第1項中「自転車」を「自転車等」に改め、「利用者」の次に「又は所有者（以下「利用者等」という。）」を加え、同条第2項中「利用者又は所有者（以下「利用者等」という。）」を「利用者等」に改め、同条に次の2項を加える。

3 自転車等の利用者等は、法令で定める手続により交付を受けた標識等を所定の位置に貼り付け、又は取り付けなければならない。

4 自転車等の利用者等は、その利用する自転車等の盗難を防ぐため、施錠その他適切な措置を講じなければならない。

「第2章 放置自転車の撤去等」を「第2章 放置自転車等の撤去等」に改める。

第9条第1項中「自転車の」を「自転車等の」に改め、同条第2項中「自転車」を「自転車等」に、「利用者」を「利用者等」に改める。

第10条の見出し中「放置自転車」を「放置自転車等」に改め、同条中「自転車」を「自転車等」に改める。

第11条の見出し中「放置自転車」を「放置自転車等」に改め、同条中「自転車」

を「自転車等」に改める。

第12条の見出し及び同条第1項から第3項までの規定中「自転車」を「自転車等」に改め、同条第4項中「自転車」を「自転車等」に、「処分する」を「売却してその売却代金を保管する」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同日から6月を経過する日までに当該自転車等の利用者等がその返還を求めたときは、当該自転車等の返還に代えて当該売却代金を払い渡すものとする。

第12条第5項中「自転車」を「自転車等」に改める。

第13条中「自転車」を「自転車等」に、「1台につき5,000円」を「次の各号に掲げる自転車等の種別に応じ、1台につき当該各号に定める額」に改め、同条に次の各号及び1項を加える。

- (1) 自転車 5,000円
- (2) 特定小型原動機付自転車 5,000円
- (3) 一般原動機付自転車 10,000円
- (4) 普通自動二輪車 10,000円

2 前項の規定は、前条第4項の規定により自転車等を売却した場合について準用する。この場合において、前項中「第10条又は第11条第2項の規定により撤去した自転車等を返還する」とあるのは「前条第4項の規定により売却した代金を払い渡す」と、「自転車等の種別」とあるのは「売却した自転車等の種別」と読み替えるものとする。

第14条の見出し中「名称及び設置場所」を「名称等」に改め、同条中「及び設置場所」を「、設置場所及び対象車両（当該特定自転車駐車場を利用することができる自転車等の種別をいう。以下同じ。）」に改める。

第14条の2第4項中「自転車」を「自転車等」に改める。

第16条の2第3項中「自転車」の次に「及び特定小型原動機付自転車」を加え、同条第6項中「「第16条の3第1項」を「、「第16条の3第1項」に改める。

第17条の見出し中「不適正利用自転車」を「不適正利用自転車等」に改め、同条第1項及び第2項中「自転車が」を「自転車等が」に改め、同項各号中「自転車」を

「自転車等」に改め、同条第４項中「前３項」を「前各項」に改め、同項を同条第５項とし、同条第３項の次に次の１項を加える。

４ 区長は、前３項の規定にかかわらず、特定自転車駐車場内に次の各号のいずれかに該当する自転車等があるときは、これを撤去することができる。

(1) 道路交通法等の法令に違反している自転車等

(2) 対象車両以外の自転車等

第１９条第１項中「自転車の」を「自転車又は特定小型原動機付自転車の」に改める。

第２２条各号中「自転車」の次に「又は特定小型原動機付自転車」を加える。

別表第１及び別表第２を次のように改める。

別表第１

種別	区分		使用料（年額）
自転車又は特定小型原動機付自転車	区民	一般	４，０００円
		学生	２，８００円
	区民以外	一般	５，０００円
		学生	３，５００円
一般原動機付自転車又は普通自動二輪車	区民	一般	８，０００円
		学生	５，６００円
	区民以外	一般	１０，０００円
		学生	７，０００円

付記

１ 区民とは、区内に住所を有する者又は区内に所在する事業所等と特定自転車駐車場との往復に自転車等を利用する者をいう。

２ 学生とは、学校教育法第１条に規定する学校、同法第１２４条に規定する専修学校又は同法第１３４条第１項に規定する各種学校に通う者をいい、一般とは、学生以外の者をいう。

別表第２

利用形態	種別	区分		使用料
定期利用	自転車又は特定小型原動機付自転車	区民	一般	月額 2, 0 0 0 円
			学生	月額 1, 4 0 0 円
		区民以外	一般	月額 2, 5 0 0 円
			学生	月額 1, 7 0 0 円
当日利用	自転車	全区分共通 1 台につき		1 回 1 0 0 円

付記 別表第 1 付記の規定は、この表において準用する。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日以後の特定自転車駐車場の利用に係る必要な手続、使用料の徴収その他の準備行為は、同日前においても、この条例による改正後の墨田区自転車等の利用秩序及び自転車駐車場の整備に関する条例の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例による改正前の第 1 9 条第 1 項の規定により設置された自転車駐車場は、この条例による改正後の同項の規定により設置された自転車駐車場とみなす。

(提案理由)

社会情勢の変化を踏まえ、第 1 種特定自転車駐車場及び第 2 種特定自転車駐車場を利用することができる車両を拡大するとともに、当該車両に係る駐車場使用料の上限額を定めるほか、当該車両を撤去した場合の撤去費用を新設する等の必要がある。